



1

「第4次海老名市男女共同参画プラン」を策定しました



海老名市では、平成17年3月に「海老名市男女共同参画計画」を策定し、その後、「第2次海老名市男女共同参画プラン」及び「第3次海老名市男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて多くの取り組みを進めてまいりました。しかし、家庭や職場などにおける性別による固定的な性別役割分担意識や、それに基づく社会制度及び慣行は、依然として強く残っています。

「第4次海老名市男女共同参画プラン」は、「誰もが輝く ジェンダー平等社会へ」を基本目標に、海老名市民、事業所、行政が一体となり、男女共同参画社会の実現に向けて推進すべき諸課題について、様々な取り組みを進めるために策定しました。

基本目標

「誰もが輝く ジェンダー平等社会へ」

共に助け合い、男らしさや女らしさを強制されず、個人の能力や個性が発揮できる、豊かで活力にあふれた「みんなが笑顔 住みやすいまち えびな」を目指した計画です。

計画の性格

- 男女共同参画社会基本法第14条に基づく基本計画
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項に基づく基本計画
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条の3に基づく基本計画
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条に基づく推進計画
- えびな未来創造プラン2020の個別計画

基本方針

1 あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女共同参画について多くの市民に理解され、様々な分野において女性の参画や活躍を促進し、その能力が発揮されること。また、家庭や地域生活に男性が積極的に参画すること。

2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランスの実現）

職業生活におけるすべての人の活躍を支援すること。また、働き方の見直しや、ワーク・ライフ・バランスの推進により、すべての人が多様で柔軟な働き方をすることができること。

3 男女共同参画の視点から見た健やかで安全・安心な暮らしの実現

あらゆる暴力が根絶されること。また、ひとり親家庭など様々な困難を抱えるすべての人達への支援や、生涯にわたる健康支援、防災分野における男女共同参画の推進を行うこと。

4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、意識改革を行うこと。また、仕事と家庭生活の両立の一助となるように、育児・介護等の基盤整備に取り組むこと。

計画期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度の5年間とします。

ただし、社会情勢の変化などに応じて必要な見直しを行います。



男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、また、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受すること。

2

市の取り組み



市では、男女共同参画社会の実現を目指し毎年講座・講演会を実施しています。

社会のあらゆる分野で力が発揮できるように、働き方改革やワーク・ライフ・バランスを推進することで、ライフステージに応じて自らの希望に沿って展開できる社会の実現を目指します。

エンパワーメント講座

～職場も家庭ももっとスムーズに！心地よい関係をつくるヒント～

男女の枠にとらわれず誰もが活躍できる男女共同参画社会を推進するため、エンパワーメント講座を実施しました。日常生活の中で、無意識のうちに持っているさまざまな思い込み（アンコンシャス・バイアス）が人間関係や社会にどのような影響を与えているかを知ること、意識的に視野を広げ、より良いコミュニケーションにつなげていきます。

- ◆ 日時 令和7年6月7日（土）10時～12時
- ◆ 講師 一ノ瀬 史子（いちのせ ふみこ）氏
あかゆな HR Office 代表
社会保険労務士／キャリアコンサルタント



参加者の声

オンライン配信も行いました！



アンコンシャス・バイアスについて知ることができ、自分の中にもアンコンシャス・バイアスがあることに気付くことができました。決めつけ、思い込みをせず、相手の話をしっかり聞くことから改善したいと思います。

年を重ねてきてから凝り固まってきたものの見方や価値観をもう一度捉え直したり、より良い方へ考えていくことの大切さを学びました。とても意義のあるテーマで、ありがたい学びでした。



ワーク・ライフ・バランス講座

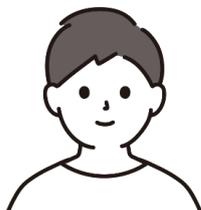
～自分らしく、仕事と生活を両立して、笑顔になるための3つの実践ポイント～

求職活動や転職を考えている方に理想的なキャリアを形成するためのサポートとして、ワーク・ライフ・バランス講座を実施しました。仕事や家事の時間の使い方を振り返り、自分らしいワーク・ライフ・バランスを実現する考え方を学び、ワーク（仕事）とライフ（家事、育児、介護、自由時間）の両立を図ります。

- ◆ 日時 令和7年6月14日（土）10時～12時
- ◆ 講師 佐藤 美礼（さとう みゆき）氏
SJキャリア研究所代表
1級キャリアコンサルティング技能士

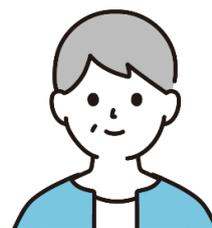


参加者の声



自分自身の気持ちを整理するきっかけとなり、充実した時間を過ごせました。隣の方と話げできたことも、気づきのきっかけとなり良かったです。

久しぶりに自分の今を見つめることができました。日々の出来事に振り回されたり、周りに左右されがちなので、自分の今の気持ちを大切に表現し、無理のないように楽しく仕事を続けていきます。



男女共同参画週間

内閣府は、6月23日から29日までの1週間を、『男女共同参画週間』として男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしており、市ではパネル展・デジタルサイネージ放送等を活用し啓発活動を行いました。今年度の週間キャッチフレーズは「誰でも、どこでも、自分らしく」です。

・パネル展

- ◆ 期 間 令和7年6月23日（月）～27日（金）まで
- ◆ 会 場 市役所1階エントランスホール



・デジタルサイネージ放送

- ◆ 期 間 令和7年6月15日（日）～30日（月）まで
- ◆ 会 場 海老名駅自由通路、市役所1階エントランスホール行政掲示板

・横断幕

- ◆ 期 間 令和7年6月20日（金）～27日（金）まで
- ◆ 会 場 海老名駅自由通路（東口）





「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱（基本理念）を掲げています。

① 男女の人権の尊重

…男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

② 社会における制度又は慣行についての配慮

…固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

③ 政策等の立案及び決定への共同参画

…男女が、社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

…男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要があります。

⑤ 国際的協調

…男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

市は、これらの基本理念に基づき、引き続き男女共同参画社会づくりのための施策に取り組み、男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会を目指します。



発行 海老名市 市民相談課 人権男女共同参画係

電話 046-235-4568（直通）

*市HP (<http://www.city.ebina.kanagawa.jp>)でも閲覧できます。

*ご意見・感想は市HPのお問い合わせフォームよりお送りください。



海老名市
住みたい 住み続けたいまち



男女共同参画